

議案第 4 9 号

## 東近江市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 6 月 1 日 提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市印鑑条例の一部を改正する条例

東近江市印鑑条例（平成17年東近江市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第1号」を「前項第1号」に改める。

第10条第2項中「作成した証明書」の次に「（以下「印鑑登録証明書」という。）」を加える。

第11条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の電子計算機と電気通信回線により接続された通信端末機器で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動交付する機能を有するものをいう。）に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード及び暗証番号（暗証として入力される4桁のアラビア数字をいう。）を使用して必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を請求し、その交付を受けることができる。

第12条第2号中「証明書用紙」を「印鑑登録証明請求書」に改める。

第13条から第16条までを削り、第17条を第13条とし、第18条から第21条までを4条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成30年9月25日から施行する。